

《 私道に下水道を希望される場合 》

熊本市では私道に下水道を希望される場合の手順として、①公費布設制度の利用②共同排水設備助成金制度の利用の順で薦めておりますので、まずはじめに申請者により、公共下水道布設事前調査依頼書を提出していただきます。なお、最初から共同排水助成金制度にて計画をされている場合は、事前にご相談ください。

公共下水道布設事前調査依頼書の提出
(様式集よりダウンロードし、位置図を添えて提出して下さい)

公費布設

※申請は申請者の方に行ってください。

公共下水道布設申請書の提出

※下記公費布設の条件②及び事前で確認されていない⑤⑥を確認します。
※私道土地所有者の印鑑登録証明並びに、字図・登記簿謄本も添えて提出してください。

申請者へ申請受付完了の
回答文書の送付

下水道管布設工事

※市が行います。

※設計図面が無い場合は測量設計後、施工、また、周辺の整備状況によっては、整備完了後の施工となります。
※この場合、公共下水道になりますので市が維持管理します。

供用開始の告示

※工事完了の検査後、原則として翌月または翌々月に供用開始となります。

宅内排水設備の工事

※宅地内に設置した公共汚水柵への接続工事は個人負担で指定工事店により行ってください。

公費布設の条件《私道布設要綱第2条》

- ①私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路(公共下水道の設置に係る工事の契約が締結されたものを含む。)に接続されていること。
- ②私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること。
- ③公共下水道の布設及び維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること。
- ④私道に面する土地が2筆以上あり、かつ1戸以上の建物が建っており、又は、建築予定であること。
- ⑤公共下水道の設置又は維持管理について、所有者等全員が同意していること。ただし、所有者不明土地がある等管理者が別に定める場合は、この限りではない。
- ⑥公共下水道が存置する期間、無償で使用できるもの(権利を移転する場合にあっては同様とする。)であること。
- ⑦開発区域内道路にあっては、開発完了後3年を経過していること。

助成金制度

(公費布設の条件に適合しない場合)

※申請から工事まで指定工事店が行います。

共同排水設備助成申請の
事前調査依頼の提出

※下記助成の条件①④を確認します。

※市税滞納有無調査承諾書(実印)、印鑑登録証明が必要です。

申請者へ事前調査依頼に対する
回答文書の送付

共同排水設備助成申請書の
提出

※下記助成の条件②③を確認します。

申請者へ
共同排水設備助成金交付決定
通知書の送付

工事着工

※通知を受けた日後2箇月以内に工事完了してください。

※指定工事店が行います。

共同排水設備工事完了届の提出

※工事完了後5日以内に完了届等を届け出てください。

検査後、助成金の交付及び
宅内の排水設備工事

※排水設備工事費の2/3以内を助成します。
※この場合、個人管となり、管の維持管理は個人で行うこととなります。

助成の条件《共同排水助成要綱》

- ①当該私道に面した所有者の異なる家屋の2戸以上が共同して設置し、かつ、使用するもの
- ②共同排水設備の工事完了後当該共同排水設備を設置するものが速やかに水洗便所に改造するものであること。
- ③土地所有者が、当該共同排水設備の設置に同意しているもの。
- ④下水道受益者負担金及び市税を滞納していないもの。

※公費布設及び共同排水設備助成金制度の何れにも該当しない場合は、住民負担となります。